

福祉バス利用方法について

平成29年6月

☆ 以前との主な変更点

- 運転業務は、社会福祉協議会(社協)が提携する株式会社あいづスタッフが行います。
- ※ 株式会社あいづスタッフとの運転業務に関する事前調整は社協が行いますので、提携先への直接の交渉はご遠慮ください。
- 利用料は、株式会社あいづスタッフへ支払うことになります。
- 利用料金 例:午前9時から午後5時まで県内日帰りの場合
(旧) 12,000円 → (新) 1時間1,550円×8時間×1.08=13,392円
(有料道路、燃料費等の実費支払は以前と同様です)

☆ 利用定員・車輛

- 利用定員25人(うち補助席5・運転手含まず) ○ 日産・シビリアン(ガソリン車)

☆ 利用できる団体

- 社会福祉活動を行っている団体、社協会長が認めた団体

☆ 利用までの大まかな流れ

- ① 利用日時・行き先・利用内容を社協へ電話で確認。
 - ② 利用希望日に予約が入っていない場合は、利用申込書を提出。
※この時点では、利用可能ではありませんのでご注意ください。
 - ③ 社協にて運転手を確保後、利用許可書を発行。(概ね1~2週間後)
 - ④ 利用当日は、運行責任者が行程を管理してください。
(運転手との調整、有料道路等経費の支払い、使用後は燃料を満タンに補充)
- ※ 利用中に万一事故が発生した場合、補償は社協起因による場合で社協が加入している保険の補償額内となります。別途、任意の旅行傷害保険等に加入されることをおすすめします。

☆ 利用許可の範囲について

- 日帰りまたは1泊2日で往復可能な地域
- 1日の走行距離が300キロメートル以内

☆ 運行時間

- 午前8時30分から午後5時15分

☆ 運休日

- 日曜日、土曜日、及び祝祭日
- 年末年始及び社協が指定する日



☆ 経費の負担

- 有料道路、駐車場料金、燃料費、運転手の宿泊料は実費にて直接支払ってください。
- 運転手に関する経費
拘束時間(運行前後の管理時間・休憩時間含)1時間につき1,550円(消費税別)
拘束時間が8時間を越えた場合、1時間につき25%加算
最低補償時間4時間(利用時間が2時間でも、4時間分の料金 6,696円)
- 運転手経費は、請求書到着後、株式会社あいづスタッフが指定する口座に支払ってください。
なお、振込票控が領収書となります。

☆ お問い合わせ・申込先

- 社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会
電話0242-28-4030 Fax0242-28-4039